

# ガソリン・灯油・軽油などの危険物の保管と運搬について

ガソリンや灯油などの危険物の取り扱いときは、消防法でいろいろな規制が決められています。ガソリンや灯油などを入れて運ぶ時の容器は、落下試験、気密試験、内圧試験などの性能試験に合格した専用の容器でなければなりません。

誤った容器を使うと、漏えいや破裂などの重大な事故につながる可能性があります。適正な容器での保管や運搬をお願いします。

## ガソリン・混合油の場合

ガソリンや混合油を保管・運搬する場合は、金属製の「ガソリン用携行缶」を使用してください。混合油販売用容器や一斗缶などの容器は、開封前の密閉された状態で試験を行っていますので、開封後の繰返しの使用は想定されていません。

金属製の「ガソリン用携行缶」は、灯油用・軽油用としても使用することはできますが、機器等への入れ違いがないよう油種の表示をしておきましょう。



## 灯油の場合

灯油用ポリエチレン容器を使用してください。専用のものには性能試験をクリアした「試験確認済証」「認定・推奨品」などと表示されています。

なお、灯油用の容器には灯油以外は入れないでください。



## 軽油の場合

軽油用ポリエチレン容器は、公的機関による性能検査が行われていないため試験確認済証「認定・推奨品」などと表示がされていません。製造をした会社が、自社による性能試験をクリアした「消防法適合品」などと表示された軽油用の容器を使用してください。

なお、軽油用の容器には軽油以外は入れないでください。

